平成２３年（フ）第４０４４号
東京都江戸川区一之江６丁目19―12
債務者　森　　光子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４４２１号
東京都杉並区永福３―38―15　ＢＩＧＷＯＯＤ、住民票上の住所沖縄県中頭郡読谷村字長浜1563－３
債務者　神谷　英子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４５７０号
東京都足立区辰沼２丁目15―11―303
債務者　柴田　照夫
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４６６６号
東京都世田谷区喜多見８丁目12－３―203
債務者　吉森　正裕
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４６８６号
東京都杉並区南荻窪４丁目26―１―602
債務者　高田　正勝
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４８１７号
東京都練馬区貫井３丁目４－２―105
債務者　杉山　千秋
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４９６６号
東京都北区赤羽西５丁目11―５―102
債務者　萩山　稔恭
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６２号
青森県むつ市若松町14番48号　畑中アパート１号
債務者　下川　英樹
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６３号
青森県むつ市若松町14番48号　畑中アパート１号
債務者　下川美代子
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４４号
青森県五所川原市字下平井町163番地１　コーポやまなか３－２号
債務者　斎藤　恵子（旧姓水木）
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月18日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第４６号
青森県五所川原市大字太刀打字常磐62―27、住民票上の住所青森県南津軽郡藤崎町大字中野目字早稲田東33番地１　村上光秀方
債務者　竹中　　学
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月18日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第５２号
青森県北津軽郡鶴田町大字山道字小泉135番地３　松江喜美代方
債務者　松江　　融
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午後２時
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第６５１０号
東京都江戸川区東小岩３丁目23―23
債務者　渡辺　晃央
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５３９号
東京都武蔵野市境南町４丁目１番10号秋山荘
債務者　増田　裕美
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２１８号
静岡県浜松市中区鴨江３丁目４番３号慈照園、前住所静岡県浜松市東区中野町767番地の１サンロード中野303号室
債務者　羽石　　実
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係